

第3章 計画の目標

1 基本理念と目指すべき環境像

① 基本理念

(阿波市環境基本条例第1条第2項より)

住みよいまちづくりを推進するに当たっては、緑豊かな恵まれた自然環境や生活環境を守り、現在及び将来にわたり自然と調和した健康で夢と希望と活力のあるまちづくりを基本理念とする。

② 目指すべき環境像

10年後を見据えて、阿波市が目指すべき環境像を次のとおり設定します。

望ましい環境像は、「第2次阿波市総合計画」に掲げる目標、および阿波市環境基本条例の基本理念を踏まえ、本計画の策定にあたり実施した市民・事業者アンケート調査や環境の現状・特性や課題を整理したものとしています。

未来につなぐ環境 自然豊かに愛される郷土 阿波市

○自然環境・景観の保全

○地球温暖化対策の推進・環境衛生の充実

○環境教育・啓発活動の推進と実践活動の促進

本計画は、「第2次阿波市総合計画」における環境の視点からの計画に位置づけられるため、長期的な目標としては、総合計画が示す将来像を踏まえ、基本理念のもと、市民、事業者及び市の各主体が自らの役割を果たし、その実現を目指していく上で、簡潔で分かりやすい環境像を設定するものです。

2 基本目標

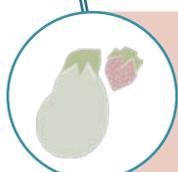
本市での環境に対する取り組みは、3つの基本目標を設定し、推進していくものとします。

基本目標



自然豊かな郷 阿波市

(自然環境・景観の保全)



暮らしを守る 阿波市

(地球温暖化対策の推進・環境衛生の充実)



未来への継承 阿波市

(環境教育・啓発活動の推進と実践活動の促進)

3 環境分野

これらを踏まえ基本目標における環境分野を以下のとおり設定し推進します。

基本目標	環境分野
自然豊かな郷 阿波市	自然共生
暮らしを守る 阿波市	安全安心・快適 低炭素 資源循環
未来への継承 阿波市	共生・協働

第4章 基本施策

めざすべき環境像および3つの基本目標の実現に向けて、市が取り組む環境の保全と創造に関する基本施策を設定します。

基本目標	基本施策
1 自然豊かな郷 阿波市	(1) 自然環境の保全
	(2) 農業環境の充実
	(3) 森林の保全・育成・活用
	(4) 地球環境の保全
2 暮らしを守る 阿波市	(1) 生活環境の保全
	(2) 安全安心・快適な生活の構築
	(3) 資源循環の整備
	(4) ごみ処理等環境衛生の充実
3 未来への継承 阿波市	(1) 環境教育の推進
	(2) 食育の充実
	(3) コミュニティ活動の実践
	(4) 共生・協働体制の確立

1 自然豊かな郷 阿波市

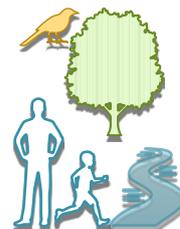
(1) 自然環境の保全・管理

阿波市は吉野川や城王山・妙体山などの豊かな自然環境に囲まれ、農地風景の広がる豊かな環境が広がっています。この環境を次世代へ継承し、維持していくことが大切です。

また、自然公園等豊かな自然とふれあうことのできる空間の保全・活用を図り、市民一人一人が豊かな自然を感じられる空間づくりが必要です。

取り組む項目

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1) 生物多様性の保全 | 3) 天然記念物の保存・活用 |
| 2) 身近な自然とのふれあいの促進 | 4) 環境意識の醸成 |



取り組む内容

行政

- 特定外来生物・植物について、飼育、栽培、保管及び運搬の禁止などの流出防止や被害予防に関する情報提供や啓発を行います。
- 整備に際しては、生態系を守るため、吉野川とともに市内の河川や水路などとの間での、「水のネットワーク」「緑のネットワーク」を確保するようにします。
- 本市のもつ豊かな自然を、水や緑と親しむ場として市民や来訪者に活用してもらえるよう情報提供、啓発を図ります。

事業者

- 開発事業においては、計画・設計・施工において、関係課の指導に従い、自然環境に配慮します。
- 観光、お遍路などの利用者に対し、動植物を大切にす、ごみは持ち帰るなどの保全協力を促します。
- 緑化・清掃ボランティア活動に取り組むなど、周辺環境の保全に積極的に取り組みます。

市民

- 阿波市の自然環境、動植物に興味を持ち、それらの保全・保護・管理に協力します。
- 外来生物の飼育には責任を持ち、むやみに逃がしたり放流したりしないようにします。
- レジャーやレクリエーションの場において動植物を大切にす、ごみは持ち帰るなどの環境保護に協力します。

(2) 農業環境の充実

阿波市の農業の特徴は、平野部から山間部まで多様な自然条件のもとに様々な農業生産が営まれる地域であり、自然豊かで広大な農業環境を有しています。

阿波市産の多様な農畜産物は、市民生活をより豊かにしていく可能性を持っています。

休耕田や農地の荒廃による生活環境の悪化防止のため、農業環境を維持するためには担い手の育成も求められています。



取り組む項目

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1) 持続可能な農業生産基盤の整備 | 3) 地産地消の推進 |
| 2) 担い手の育成 | 4) 農商工の連携・6次産業化 |

取り組む内容

行政

- 次代を担う就農者の育成・確保及び認定農業者の育成を支援します。
- グループ活動、地域農畜産物の加工・販売活動、起業化を推進します。
- 商業や工業等の他分野との連携、相互活用により農業を通じた環境保全を目指します。
- 市民、関係機関・団体と連携しながら各種イベントで農業体験を促し、食に関する知識や阿波市産農畜産物の普及、環境保全活動の啓発を推進します。

事業者

- 次代を担う就農者の育成・確保及び認定農業者の育成に努めます。
- 農作物栽培の技術指導や研修会の開催、営農相談など積極的に利用し、生産性の向上、農業の継続、耕作放棄地の発生防止・解消に努めます。
- ファームイン等県外からの就農希望者を積極的に受け入れ、技術の継承に努めます。
- 阿波ブランド販路拡大に協力します。

市民

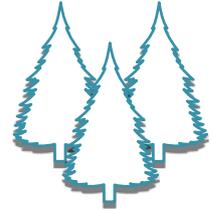
- 休耕田を増やさないように有効活用されるように努力します。
- 各種イベント、観光農業に積極的に参加し、食や農にふれあいます。
- 農産物の購入時には地産地消を心がけます。

(3) 森林の保全・育成・活用

豊かな自然を有する本市は、自然環境・景観の保全はもとより、健康で快適な居住環境づくりやあらゆる環境課題に対し、環境施策を市民と協働して推進し、環境重視の特色あるまちづくりが求められています。このため、森林整備効果によるCO₂の吸収や水源のかん養など循環と共生を重視した市土利用が重要となっています。

取り組む項目

- 1) 森林整備効果の普及、利用
- 2) 林業生産基盤の充実
- 3) 森林の保全・育成・活用の協働



取り組む内容

行政

- 森林の保全や水源のかん養、地球環境の保全などの森林の持つ多面的機能の啓発・教育・指導活動を実施します。
- 将来にわたって適正に管理され、持続可能な森林整備が行われるよう、林業生産基盤の充実や計画的な森林整備を促進していきます。
- 市民、関係機関・団体と連携しながら森林の保全及び育成、治山対策の促進、森林空間の総合的利用を支援します。

事業者

- 開発事業においては、計画・設計・施工において、関係課の指導に従い、自然環境に配慮します。
- 森林での利用者に対し、動植物を大切にす、ごみは持ち帰るなどの保全協力を促します。
- 緑化・清掃ボランティア活動に取り組むなど、周辺環境の保全に積極的に取り組みます。
- 森林整備にかかわるボランティア活動へ積極的に参加します。
- 建て替えや店舗新設などの際、地元の木材を積極的に使用し、地産地消に協力します。

市民

- 森林の役割に興味を持ち、森林の持つ多面的機能に理解を深めます。
- 森林整備にかかわるボランティア活動へ積極的に参加します。
- 住宅の新築などの際、地元の木材を積極的に使用し、地産地消に協力します。

(4) 地球環境の保全

平成27年3月、阿波市の行政事務及び事業における温室効果ガス排出削減を目的として、阿波市第2次地球温暖化対策実行計画が策定されました。当該計画の運用により温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減における取組の合理化を目指してきました。

この取り組みを市全体に昇華させ、継続することで地球温暖化対策を推進していく必要があります。



取り組む項目

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1) 総合的な温暖化対策 | 3) 再生可能エネルギーの利用 |
| 2) 省エネ活動の推進 | 4) 地産地消の推進 |

取り組む内容

行政

- 省エネルギー化の推進を図るため、啓発、教育、指導活動を実施します。
- 再生可能エネルギーの利用促進を行います。
- 環境家計簿の普及・推進を図ります。
- 率先したクールチョイス活動を実践します。
- できるだけ自動車の利用を控え、徒歩や自転車公共交通などを利用するよう推進していきます。
- 公共交通機関の整備、利用促進を図ります。

事業者

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進に協力します。
- クールチョイス活動に協力します。
- 自動車通勤を控え、自転車や徒歩通勤を心がけます。

市民

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進に協力します。
- クールチョイス活動に協力します。
- 自動車通勤を控え、自転車や徒歩通勤を心がけます。

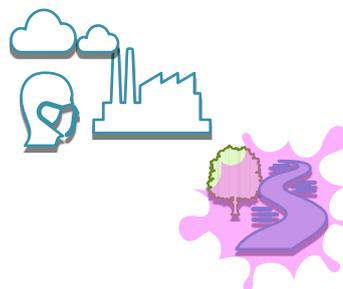
2 暮らしを守る 阿波市

(1) 生活環境の保全

阿波市は県内有数の豊かな自然に囲まれている地域です。良質な大気であるという声がある一方で、野焼きによる悪臭、排煙による不満の声も聞こえてきています。阿波市においては、県下有数の農業地域であるため、農薬や野焼きについて特に留意していかなければなりません。市民が健康で文化的な生活を送るうえで、大気は重要な要素です。汚染のない静穏な状態で維持していくために大気汚染への施策が必要とされています。

取り組む項目

- 1) 大気汚染の発生源（工場・事業所）の監視・指導
- 2) 悪臭の発生源（工場・事業所・野焼き）の監視・指導
- 3) 有害化学物質による環境汚染の防止
- 4) 事業者の自主的な管理の支援



取り組む内容

行政

- 工場、事業所に対し、大気汚染の未然防止を徹底させると共に、指導・監視を行います。
- 悪臭の発生源となりうる野焼き等の事業に対し、指導を行い周辺への悪臭対策を図ります。
- 有害化学物質に関する情報の把握と市民や事業者への情報提供に努めます。
- 公園などの公共の場における農薬の使用を抑え、農薬の適正管理に努めます。

事業者

- 工場、事業所からの大気汚染の未然防止に協力します。
- エコドライブを実践し、相乗りなどなるべく車両の利用を控える工夫を行います。
- 排ガス、排煙、悪臭を伴う作業に関しては、周辺地域に配慮して適正に作業を行います。
- P R T R（化学物質排出移動量届出制度）により、化学物質の管理に努めます。

市民

- 自動車の購入時には低公害車を選択するように心がけます。
- エコドライブを実践するとともに、できるだけ自動車の利用を控えます。
- 野焼きを行う際には、市及び消防署へ連絡し、十分な配慮のもと適正に行います。
- 洗剤などの使用にあたっては、化学物質の添加が少ないものを優先して使用します。

(2) 安全安心・快適な生活の構築

市民の価値観の多様化や観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、市民の健康増進への配慮や自然環境の保全を図りつつ、地域の個性や資源を活かした計画的な整備と有効利用を図ります。地域の環境整備・保全にあたっては、行政、事業所、市民の協働が求められます。

取り組む項目

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1) 適正な土地利用の推進 | 3) 市民との協働による緑化の推進 |
| 2) 自然景観の保全と活用 | 4) 文化財の保存・活用 |



取り組む内容

行政

- 市民の健康増進に、森林、河川などの余暇空間の利用に配慮します。
- 河川及び水路の整備に自然環境の保全・再生に配慮し、多様な機能の維持・向上を推進します。
- 遍路道や町並み、四国霊場をはじめとする歴史的・文化的遺産、文化財の保護などを促進します。

事業者

- 河川及び水路の工事・作業にあたっては、流域の特性や自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水環境浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、集落における貴重なオープンスペースなど、多様な機能の維持・向上に協力します。
- 開発事業においては、市や市民と協議し、景観や緑地保全に配慮します。
- 緑化・清掃ボランティア活動に取り組むなど、周辺環境の保全に積極的に取り組みます

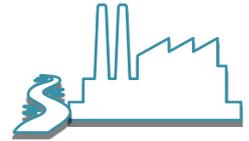
市民

- 地域の清掃ボランティア等に積極的に参加し、緑化、保全活動に協力します。
- 公園等の施設をレジャーやレクリエーションで活用し、自然や歴史景観の保全に協力します。
- 市民同士が協力して地域の環境向上に努めます。

(3) 資源循環の整備

農地や森林からの排水を適切に維持管理し、雨水の地下浸透の促進、污水处理施設などの整備・促進、水辺地などの保全による河川の水環境浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用などを通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の確保が必要となります。

特に、吉野川に流入する排水は、水質保全に資するよう、生活排水や工業排水などの汚濁負荷と、集落・農地などの面源負荷の削減を同時に進めるとともに、自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用が求められています。また、土壌汚染による被害の防止にも留意する必要があります。



取り組む項目

- 1) 公共用水域及び地下水の水質調査の実施
- 2) 水質汚濁の発生源（工場・事業所）の監視・指導
- 3) 生活排水浄化対策の推進
- 4) 土壌環境対策の推進

取り組む内容

行政

- 治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を推進します。
- 吉野川へ流入する河川での水質調査を実施・継続し、河川水質の監視を行います。
- 合併処理浄化槽の推進とともに、普及率の向上を図ります。
- 有害物質の流出や土壌への浸透について、事業所に管理の徹底を、促します。

事業者

- 工場、事業所排水を適正に管理します。
- 生活排水による公共用水域への汚濁負荷が低減されるよう、水質の保全に配慮した商品の開発および、製造、その他必要な処理を講ずるよう努めるとともに、市が実施する生活排水対策に関連する施策への協力を図ります。
- 緑化・清掃ボランティア活動に取り組むなど、周辺環境の保全に積極的に取り組みます。

市民

- 食用油を排水に捨てない、入浴後の浴槽の湯を再利用するなど、浄化槽の適正な管理を行う等、生活排水の適正な処理に努めます。
- 農業集落排水施設への接続または、合併浄化槽の導入に努めます。
- 地域の水路清掃など、地域での協働活動に積極的に参加します。

(4) ごみ処理等環境衛生の充実

近年の大量生産、大量消費等を背景とした「ごみ量の増大」や「ごみ質の多様化」が進み、適正処理の困難さや有害物質による環境への影響が顕著化しています。これらに鑑みてわが国の清掃行政においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正や容器包装リサイクル法の制定等、従来の「適正処理（集めて、燃やして、埋める）」から「排出抑制（ごみを出さないようにする）」や「循環型処理（出てきたごみを極力リサイクルする）」へと視点を変えることが必要であるといわれています。本市においても、阿波市一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会の構築を目指します。

取り組む項目

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1) 環境配慮型製品の購入・使用の促進 | 3) 適正処理の推進 |
| 2) 4 Rの推進 | 4) 最終処分量の管理 |



取り組む内容

行政

- 事務用品等は「グリーン購入法」に従い再生品を購入する等方策を検討し実施します。
- 4 Rの推進を図るために啓発、教育、指導活動を実施します。
- 不法投棄の監視・指導体制の強化を行います。
- ごみの分別の周知を図ると共に、資源ごみの収集増加、再資源化を図るものとします。
- 事業者に対し過剰包装の抑制、マイバッグの推進等、ごみの減量化に努めるよう促します。

事業者

- 事務用品等はグリーン商品（再生品）の使用に努めます。
- 発生・排出抑制に努めると共に、再生利用できない素材の使用量を最小限にとどめるよう努めます。
- 不法投棄をしません。また、市の不法投棄対策に協力します。
- 生ごみは、排出時の「水切り」を徹底すると共に、食材ごみの減量化を推進します。

市民

- マイバッグの活用、過剰包装の拒否を心がけます。
- 不法投棄をしません。また、市の不法投棄対策に協力します。
- 家庭での食べ残し、賞味期限切れ、調理くず等の生ごみの排出抑制を心がけます。
- 資源ごみの回収を積極的に実施し、リサイクル活動に参加します。

3 未来への継承 阿波市

(1) 環境教育の推進

環境学習は「大人から子どもへ」、「子供から子どもへ」、「子どもから大人へ」とつながる環境保全意識の連鎖の始まりともいえます。子どもたちの意識に郷土を愛する気持ちを醸成し、次世代だけでなく、両親やその周囲の人間へと波及させる効果が期待できるため、学校における環境学習は非常に重要な要素です。

取り組む項目

- 1) 学校における環境教育の推進
- 2) 地域における環境学習の推進
- 3) 環境教育・環境学習を推進する人材の育成・活用
- 4) 市の特色を取り入れた魅力ある教育環境の整備



取り組む内容

行政

- 教育に活用できる人材、資料、情報を充実させ、環境教育を推進します。
- 学習会の基礎となる環境フォーラムや自然観察会等の開催や支援を行います。
- 環境リーダー養成制度などを活用し、指導者となる人材を確保します。
- 本市の河川や田園・森林など、地域の特色を生かした学習会ができる環境整備を図ります。

事業者

- それぞれの専門分野や経験を活かして環境教育や環境保全活動に協力します。
- 環境フォーラムや自然観察会等への積極的な参加・協力をします。
- 従業員へ環境教育を充実するとともに環境学習を進めます。
- 環境に関する法令、基準等の理解に努めます。

市民

- 子どもたちが環境学習会に参加できるよう協力し、一緒に学習するよう努めます。
- 市民団体など知識と経験のある集団が積極的に環境学習へ協力します。
- 環境リーダー養成制度などを活用し、個人の知識を高めるだけでなく、周囲に広めるように努めます。
- 省エネルギーやリサイクル活動など環境にやさしい生活をするよう見直しを行い、各家庭から環境教育を推進します。

(2) 食育の充実

「農業」と「食」が切り離せない関係にあるように、県下有数の農業地域である阿波市では、食育は重要な要素であるといえます。

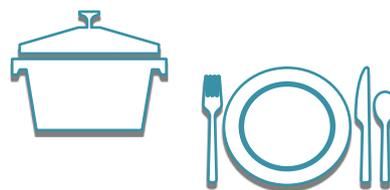
また、多くの食品には添加物が含まれ安心して食べるためには、どうすれば良いかを知ることが大切だと考えられます。合成着色料は、アレルギーの誘発や発がん性の懸念されるなど、問題点を考えなければなりません。

食育を通じて農業や健康問題に関心を抱き、郷土愛を醸成していくことが必要です。

食べ物を作り過ぎない、食べ残さないことや、三角コーナーやストレーナーにクリーンネット等を取り付けて燃えるごみへの水分除去など、食事における環境保全に関する知識の普及は必要不可欠です。

取り組む項目

- 1) 健全な食生活の実現と豊かな人間形成
- 2) 郷土の食文化についての学習、農業体験
- 3) 安心安全な食材の普及活動
- 4) 学校給食における地産地消の推進



取り組む内容

行政

- 健康増進に活用できる人材、資料、情報を充実させ、食育を推進します。
- 安全な食材の基礎となる知識を料理教室や講座等で周知します。
- 農家との連携や、学校給食を通じた地産地消などの食育の制度を継続して推進します。

事業者

- 教育機関、団体と農家が連携し、農業体験を通じた食育に協力します。
- 地産地消を進め、安心安全な食材の提供や食育、農業のPRに貢献します。
- 食品の過剰生産で大量廃棄にならないよう、計画的に販売を行います。

市民

- 料理教室や講座等に積極的に参加します。
- 安心安全な食材を積極的に使用し、食育に協力します。
- 個人の能力を高めるだけでなく、習得した知識を周囲に広めるように努めます。

(3) コミュニティ活動の実践

私たちの地域ならびに地球全体の環境を守っていくためには、今ある環境をよく知り、周りに伝え、そして一緒になって実践していくことが大切です。

本市でも市民やボランティア団体が率先して川や緑などの自然を守る活動を行っています。そのためには必要な人材や制度を行政・事業者・市民が協働で育てていくことも大切なことです。



取り組む項目

- 1) 活動の支援
- 2) 活動の場の整備・提供
- 3) 地域の多様な人的資源の活用
- 4) 環境保全活動のためのネットワークづくり

取り組む内容

行政

- 環境情報を収集し、それらの情報を集約・管理・発信をしていきます。
- 市民団体や事業者と連携し、環境保全活動などの実施状況を把握・発信します。
- 広報誌やホームページを通じて保全活動や、学習会の情報を発信し、新たな人材や新たな活動に結び付けていきます。
- 環境情報に関する意見の募集や意見交換を行い、より良い情報を提供するように努めます。

事業者

- 環境情報に関心を持ち、発信された情報を積極的に活用します。
- 事業などにより収集・蓄積された環境関連情報の発信に努めます。
- 地域での環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境保全に関するネットワークづくりに取り組みます。

市民

- 環境情報に関心を持ち、発信された情報を積極的に活用します。
- 周囲で環境について気づいたことがあれば、市や団体への情報提供に努めます。
- 地域での環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境保全に関するネットワークづくりに取り組みます。

(4) 共生・協働体制の確立

市は、市民、事業者の自主的な環境保全活動を促進するように必要な施策を講じるとともに、市民、事業者、市が一体となって環境の保全に取り組む協働体制を確立する責務を担っています。

そのためには、環境教育、環境学習等による啓発や情報提供によって、環境に配慮した生活様式や社会、経済活動が確立されるための支援を行っていく必要があります。

取り組む項目

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1) 活動の支援 | 3) 地域の多様な人的資源の活用 |
| 2) 活動の場の整備・提供 | 4) 環境保全活動のためのネットワークづくり |



取り組む内容

行政

- 緑化の普及活動の推進及び住民による維持管理などの協働を推進します。
- 「アドプト・プログラム」などの推進により、行政と協働で進める環境保全活動を推進します。
- 地域の環境美化活動など、各主体間の協働した環境保全活動を勧めます。
- 環境情報に関する意見の募集や意見交換を行い、より良い情報を提供するように努めます。

事業者

- 緑化の普及活動の推進及び維持管理などの協働に協力します。
- 「アドプト・プログラム」など、行政と協働で進める環境保全活動に協力します。
- 地域の環境美化活動など、各主体間の協働した環境保全活動に協力します。

市民

- 緑化の普及活動の推進及び維持管理などの協働に参加します。
- 「アドプト・プログラム」など、行政と協働で進める環境保全活動に協力します。
- 地域の環境美化活動など、各主体間の協働した環境保全活動に協力します。
- 「エシカル消費」について理解し環境保全に対する意識向上に努めます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 市民・事業者との協働（環境保全活動）

理想とする環境像と取り組みの目標を実現していくためには、個々の取り組みを着実に進めていくことが重要です。その上で、個々の主体だけでなく、市民・事業者・市が目標を共有して、お互いのできることを尊重し、協働していくことが、取り組みを実現していくためには大切なこととなります。

(2) 庁内の体制

環境衛生課を事務局として、各部署との調整・連携のもと、本計画を推進していきます。市としての環境保全に係る施策を推進し、市民・事業者と連携して協働事業を行います。

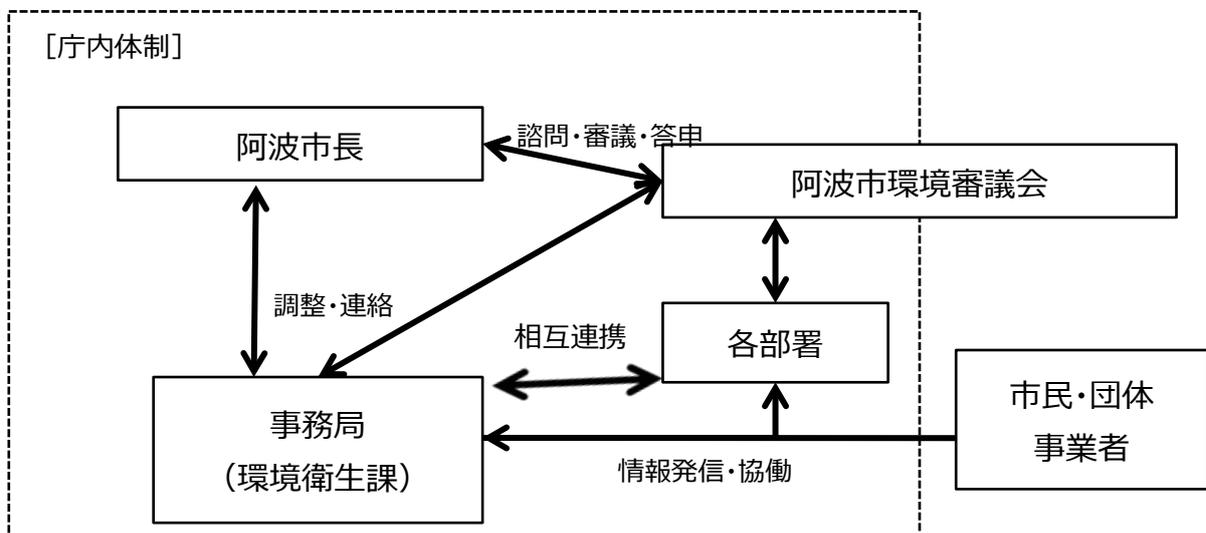
(3) 環境審議会

阿波市環境審議会は、市議会議員および関係機関の職員、その他団体により構成され、市長の諮問に応じ、本市の区域における環境の保全に関する基本的事項及び良好な環境の確保に関する重要な事項を調査審議し、答申する役割を担っています。

(阿波市環境基本条例 抜粋)

第7条 審議会は、市長の諮問に応じ、阿波市における自然環境及び生活環境の保全について調査審議答申するものとする。

計画の推進体制



2 計画の進行管理

本計画を、持続可能な実効性のあるものとし、円滑に効果的に進めていくためには、その進捗状況や成果を点検・評価し、計画を進行管理する仕組みが必要です。

この計画の進行管理にあたっては、以下のようにP D C Aサイクルに基づき、継続的な取組が推進される仕組みづくりを行います。

このサイクルは、1年を単位としますが、進捗状況や社会情勢の変化に対応するために、随時計画の見直しを行います。

